

東かがわ市条例第16号

東かがわ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月10日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東かがわ市職員の育児休業等に関する条例（平成15年東かがわ市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（部分休業をすることができない職員） 第17条 略 （1） 略 （2） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第1号部分休業の承認） 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第15条の規定により規則で定める育児のための特別休暇又は勤務時間条例第16条の2第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務	（部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業） 第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第15条の規定により規則で定める育児のための特別休暇又は勤務時間条例第16条の2第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場

改正後	改正前
しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u>	合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。
<u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u>	
<u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u>	
<u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u>	
<u>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者</u>	

改正後	改正前
<u>が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</u> 第19条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第7条第1項の規定にかかわらずその勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> 第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。	第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第7条第1項の規定にかかわらずその勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 第20条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の東かがわ市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。